

朝倉筑前都市計画地区計画の決定（朝倉市決定）

都市計画朝倉医師会病院地区地区計画を次のように決定する。

地区計画の名称		朝倉医師会病院地区地区計画
所在地及び位置		福岡県朝倉市来春、頓田の一部
面 積		約 3. 6 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は朝倉新庁舎建設予定地から南東約 6 0 0 m に位置している。また、朝倉保健医療圏（朝倉市・筑前町・東峰村）の地域医療支援病院にも認定された、地域医療の中核を担う総合的な機能を有する病院が立地している。 当該病院は、県より災害拠点病院として位置付けられており、今後増改築等による安定した医療体制の確立と医療サービスの提供が求められている。 本計画では、用途地域の変更にあわせ、地区周辺の良好な住環境に配慮しつつ、高度・専門医療機能の整備を図ることが可能な地区の形成を目標とする。
	土地利用の方針	周辺の環境に配慮しつつ、良好な医療地区としての土地の高度利用を図る。
	建築物の整備方針	周辺環境への影響に配慮した医療機能の整備を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、垣又は柵の構造の制限を定める。

地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 病院、診療所 (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に規定する薬局 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が、保育所にあつては1,600㎡以下のもの、保育所以外のものにあつては10,000㎡以下のもの (4) 老人福祉センターその他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡以下のもの (5) 前各号の建築物に附属するもの
		壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線等から1m
		建築物の高さの最高限度	25.1m
		垣又は柵の構造の制限	外壁等と道路境界線及び隣地境界線等との間において塀を設置する場合の構造は、透視可能な柵（塀が周囲の地面と接する位置における水平面からの高さ（以下「塀の高さ」という。）が50cm以下の部分を除く）とし、塀の高さは1.8m以下とする。
	備考	本地区は第一種低層住居専用地域から、第一種住居地域に用途地域を変更される。	